

設計から確認済証の取得まで建築士をトータルにサポート 確認申請トータルサポート

確認申請トータルサポートとは

大手前建築基準法事務所(株)の『確認申請トータルサポート』は、設計途中に法解釈等で困った場合の『相談』、確認申請の審査を円滑に進めるための審査機関との『事前調整』、確認申請代行や訂正代行で『円滑で確実な申請代行』などを一貫して行い、適法な設計と円滑な確認申請のサポートを行います。設計段階から確認済証の交付まで、建築主事の経験がある確認申請等に精通したアドバイザーが一貫した建築士へのサポートサービスをさせていただきます。

設計スタート

疑問をOBOが解決！

審査機関との調整をします

法適合に関する相談をお受けします

従来ならば、審査機関から特定行政庁への照会に時間がかかりましたが、OBOでは疑問に素早く対応し、解釈が分かれそうな内容を事前に調整するため、設計がスムーズに行えます。

設計完了

確認図書をOBOがチェック&代行！

確認代行業をOBOが行うため、設計が終わればあとはお任せです！！

明示すべき事項・添付すべき図書等必要なチェックをOBOが行います！
審査機関からの指摘が少なくなり、結果、審査時間が大幅に短縮！

確認済証取得

お問い合わせは



大手前建築基準法事務所株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目4番6号 アイエスビル503号

電話 06-6942-5751 FAX 06-6942-5752

URL <http://www.obo.co.jp>

●検査済証の無い建築物についてのご相談も承ります●

OBO ならではの6つのメリット

1. 特定行政庁の内規的扱いから難解な法解釈まで、幅広くサポートします。
2. 設計途中の法解釈に関する疑問に素早く対応します。設計の手待ち時間が少なくて済みます。
3. 解釈が分れそうな内容は事前に特定行政庁や指定機関とOBOが調整するので安心して設計に反映できます。
4. 法的課題が発生した場合、どう法適合させるかコンサルティングを行います。特定行政庁や指定機関にはないOBOならではのサービスです。
5. 確認申請前にOBO独自のチェックを行うため、確認審査での指摘事項が少なくなります。その結果、審査時間を圧倒的に短縮することが可能です。
6. 審査経験があるからこそ指定機関はもちろん、特定行政庁であっても、強い調整力を発揮します。

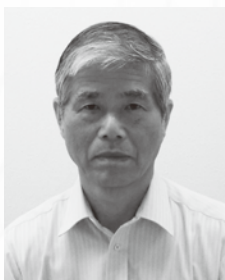
OBO よりメッセージ

建築士は、設計を行う場合においては、設計に係る建築物が法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するよう設計しなければならない、と建築士法に定められています。

また、確認申請を行うにあたっては、工事着手が遅れたりしないよう確実に確認審査を終えなければなりません。

しかし、設計において、法令や条例に適合させるため難解な法解釈を正しく行うためには、相当な法的知識が必要です。特定行政庁ごとに違う扱いへの対応や、審査機関からの細かな指摘等、設計から確認済証の交付を受けるまで、建築士には、大変な労力と知識が求められます。

そこで、設計段階から確認済証の交付まで、法の解釈や内規等の取扱いに詳しく確認申請等に精通したアドバイザーから、一貫したサポートが受けられたらどんなに便利で心強いでしょう。建築主事の経験を生かし、全力でサポートいたします。



相談役 押川兼宏
元 大阪府建築主事



代表取締役 横内伸幸
元 大阪府建築主事

私たちが、サポートします！



「大阪府での確認申請の審査経験者です」



大手前建築基準法事務所株式会社